

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）に付します。

令和 6年 4月 26日

知内町長 西山和夫

1. 入札に付す事項

- (1) 業務名：環境配慮型車輛（EV（軽自動車））購入業務
- (2) 発注者：知内町
- (3) 納入場所：上磯郡知内町字重内21番地1（知内町役場）
- (4) 納入期限：令和7年2月28日（金）
- (5) 調達物品：EV車（軽自動車） 1台
別紙仕様書のとおり

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 知内町での入札参加の資格停止の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (4) 知内町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団関係事業者該当する者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。
- (8) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (9) 法人格を有し、北海道内に本店又は事業所等を有する者であること。
- (10) 国又は地方公共団体と本業務と類似する契約を履行した者であること。

- (11) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。なお、申込書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが、判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、同一事業者や関連事業などで、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

3. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、令和5・6年度知内町入札参加資格審査申請書を提出している場合は、後述(4)提出書類等のア、ウ及びコのための提出とする。

(1) 申請期間

令和6年4月26日(金)から令和6年5月9日(木)午後3時00分まで

(2) 提出先

知内町役場政策調整課政策広報係

(上磯郡知内町字重内21番地1)

電話01392-5-6161(内線35)

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(4) 提出書類等

ア 知内町競争入札参加申請書

イ 従業員名簿

ウ 委任状 ※年間委任状を提出している場合は不要

エ 法定保険加入状況一覧表

オ 誓約書

カ 登記事項証明書(写し可) ※申請日前3ヶ月以内に法務局から発行された履行事項全部証明書

キ 印鑑証明書(写し可) ※申請日前3ヶ月以内に法務局から発行されたもの

ク 決算書等の写し ※申請日直近の1事業年度分

ケ 納税証明書(市町村税、都道府県税、消費税及び地方消費税)

コ 実績調書(任意様式)

(5) 申請書類の入手方法

知内町のホームページからダウンロードすること。

[\(https://www.town.shiriuchi.hokkaido.jp/\)](https://www.town.shiriuchi.hokkaido.jp/)

(6) 入札参加資格の有無

入札参加資格の有無については、郵送により通知する。

4. 質疑について

入札に関して質疑がある場合は、知内町政策調整課政策広報係へ持参、電子メール又はFAXにて提出すること。なお、提出がない場合は質疑がないものとする。

(1) 質疑提出期間

令和6年5月9日(木)午後3時00分まで

(2) 質疑提出先

知内町役場政策調整課政策広報係

メールアドレス zero_carbon@town.shiriuchi.hokkaido.jp

FAX 01392-5-7166

(3) 質疑回答

質疑及び回答の全部を、参加資格者全員に対し、参加資格証と併せて送付するものとする。

5. 入札執行の方法及び開札

(1) 入札方法：郵便入札（知内町郵便入札実施要綱による）

(2) 入札書提出期限：令和6年5月24日(金)午後3時00分まで

(3) 入札書提出先：知内町役場建設水道課管理係

(上磯郡知内町字重内21番地1)

(4) 開札場所：知内町役場3階研修ホール

(5) 開札日時：令和6年5月27日(月)午前9時00分

6. 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7. 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8. 落札者の決定方法

知内町財務規則第116条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9. 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより町が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10. 契約書作成の要否

要

11. その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、知内町財務規則第119条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(5) 契約に関する事務を担当する課

ア 名称：知内町役場政策調整課政策広報係

イ 所在地：上磯郡知内町字重内21番地1

ウ 電話番号：01392-5-6161

(6) 前払金

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札番号

入札書に記入する入札番号については、右上に入札番号③と表記してください。

(10) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(11) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(13) その他

この公示のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。